

## 令和8年度農業農村整備事業工事資材価格調査業務委託

### 特記仕様書

#### 第1章 総則

##### 第1条 適用範囲

この仕様書は、岩手県農林水産部の所管する令和8年度農業農村整備事業工事資材価格調査業務委託（以下「業務」という。）を受注した者が遵守しなければならない事項を示すもので、これにより難しい場合、またはこれに記載の無いもの等については、監督職員と協議するものとする。

##### 第2条 監督職員

発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

##### 第3条 提出書類

1 受注者は、下記書類を提出しなければならない。

様式名	様式	あて名	提出期限	部数
業務担当者届	1	発注者	契約後遅滞なく	1
業務担当者経歴書	2	〃	〃	1
業務計画承諾申請書	3	〃	〃	1
貸与品借用書	4	〃	交付時	1
業務完了報告書	5	〃	業務完了の日	1
業務成果引渡書	6	〃	引渡しの日	1

2 前項の提出書類のうち、業務計画承諾申請書には業務工程表および業務計画書を添付し、監督職員の承諾を得るものとする。

##### 第4条 業務担当者

1 受注者は、業務の調査上の業務担当者を定め、発注者に通知するものとする。

2 業務担当者は監督職員の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理するものとする。

3 業務担当者は、完了検査に際して成果品およびその他関係資料を持参し、検査に立ち会わなければならない。

#### 第5条 成果品

成果品は全て発注者の所有とし、監督職員の承諾を得ないで使用し、第三者に公表、貸与等をしてはならない。

#### 第6条 必要事項の補充

この仕様書は、業務を実施するために必要な事項のうち重要な事項を示すもので、これに記載のない事項であっても調査上必要と認められるものについては、受注者の責任において補充するものとする。

#### 第7条 手直し

受注者は、業務が完了したとき受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

#### 第8条 打合せ及び協議

本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と必要に応じ適宜打合せ及び協議を行うものとする。ただし、打合せは電話または電子メールを基本とする。

なお、調査品目における質疑及び協議を電子メールにて行う際は、発注者が示す担当者を含めて行うものとする。

#### 第9条 疑義

受注者は、本業務の実施にあたり調査内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

#### 第10条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可無く公表、又は他に引用してはならない。

## 第2章 調査

### 第1条 用語の定義

この仕様書において、以下のとおり定義する。

- (1) 「物価資料」とは、(一財)建設物価調査会発行の「建設物価」及び「土木コスト情報」並びに(一財)経済調査会発行の「積算資料」及び「土木施工単価」又は、両調査会が管理する電子媒体((一財)建設物価調査会発行の「Web 建設物価」及び(一財)経済調査会発行の「積算資料電子版」)をいう。
- (2) 「動向調査」とは、物価資料に掲載がある材料単価の価格調査をいう。
- (3) 「定期特別調査」とは、物価資料に掲載がない材料単価で、毎年度一定数使用することが見込まれる材料に係る価格調査をいう。調査対象者は、メーカー又は商社、問屋、特約店等の中から選定するものとする。調査方法は、前述のメーカー等を訪問して行う「面接調査」及び電話で聞き取りを行う「電話調査」を基本とし、必要に応じて、郵便・FAX等による「通信調査」を行うものとする。  
また、必要に応じて購入者側である工事事業者に対する調査も行い、売り手側、買い手側の調査結果を比較して調査単価の妥当性の確認を行う。
- (4) 「随時特別調査」とは、物価資料に掲載がない材料単価で、定期特別調査の対象とならなかった材料に係る価格調査をいう。調査対象者及び調査方法は定期特別調査に準じるものとするが、単価調査は調査時点の市場における取引実態を対象に行うものとする。

### 第2条 目的

本業務は、岩手県内の土木、建築工事に使用されている資材の取引(市場)価格の実態を調査し、設計積算の資料とするものである。

### 第3条 業務委託期間及び調査時期

委託期間は契約日の翌日から令和9年3月30日とし、令和8年6月1日以降適用の単価表から令和9年5月1日以降適用の単価表を作成することとする。各年月日以降適用単価表は適用月の前々月末の日までに作成することとする。なお、これによりがたい場合は、発注者と協議するものとする。

(例) 令和8年10月1日以降適用の単価表の場合

#### 【動向調査】

令和8年8月31日までに令和8年9月の物価資料(令和8年8月20日頃発刊)を用いて作成すること。

#### 【定期特別調査】

令和8年8月31日までに調査時点の市場における取引実態を用いて作成するこ

と。

- 2 動向調査及び特別調査の調査回数及び単価報告時期、単価適用年月（単価期）は、下表に示すとおりとする。受注者はそれぞれの報告期限までに電子媒体または電子メールにより報告を行うものとする。

**【動向調査】**

調査回数	調査資料報告時期 (発注者→受注者)	単価報告期限 (受注者→発注者)	単価適用年月 (単価期)
1回目	令和8年4月中旬	令和8年5月15日	令和8年6月
2回目	令和8年5月上旬	令和8年5月29日	令和8年7月
3回目	令和8年6月上旬	令和8年6月30日	令和8年8月
4回目	令和8年7月上旬	令和8年7月31日	令和8年9月
5回目	令和8年8月上旬	令和8年8月31日	令和8年10月
6回目	令和8年9月上旬	令和8年9月30日	令和8年11月
7回目	令和8年10月上旬	令和8年10月30日	令和8年12月
8回目	令和8年11月上旬	令和8年11月30日	令和9年1月
9回目	令和8年12月上旬	令和8年12月28日	令和9年2月
10回目	令和9年1月上旬	令和9年1月29日	令和9年3月
11回目	令和9年2月上旬	令和9年2月26日	令和9年4月
12回目	令和9年3月上旬	令和9年3月29日	令和9年5月

**【定期特別調査】**

調査回数	調査資料報告時期 (発注者→受注者)	単価報告期限 (受注者→発注者)	単価適用年月 (単価期)
1回目	令和8年6月上旬	令和8年8月31日	令和8年10月
2回目	令和8年12月上旬	令和9年2月26日	令和9年4月

**【随時特別調査】**

調査回数	調査資料報告時期 (発注者→受注者)	単価報告期限 (受注者→発注者)	単価適用年月 (単価期)
1回目	令和8年4月中旬	令和8年6月中旬	令和8年7月
2回目	令和8年8月中旬	令和8年10月中旬	令和8年11月
3回目	令和8年10月中旬	令和8年12月中旬	令和9年1月
4回目	令和8年11月中旬	令和9年1月中旬	令和9年2月
5回目	令和8年12月中旬	令和9年3月上旬	令和9年4月

#### 第4条 調査品目

(1) 特別調査の資材区分、資材内容は、別紙1「調査を実施する資材区分」によるものとする。また、調査品目は随時、調査品目リストにより受注者へ依頼するものとする。

受注者は依頼された調査品目リストにより、各資材を資材区分に分類するとともに、所定の様式により記載事項を記載のうえ、発注者へ提出するものとする。

(2) 発注時の動向調査及び定期特別調査のそれぞれの品目数に対し、実績の動向調査、定期特別調査品目のそれぞれの品目数が1.0%を超えた際に変更契約を行う。

#### 第5条 調査地域

(1) 調査地域は、特に記載のない限り「県内共通単価」を調査すること。

(2) 地域資材単価（内陸、沿岸）は、次の地域に分けて調査するものとする。

内陸

- ① 盛岡地域 ② 花巻地域 ③ 北上地域 ④ 奥州地域 ⑤ 一関地域  
⑥ 千厩地域 ⑦ 遠野地域 ⑧ 久慈地域 ⑨ 二戸地域 ⑩ 葛巻地域  
⑪ 西和賀地域 ⑫ 普代地域 ⑬ 洋野地域 ⑭ 安代地域

沿岸

- ① 大船渡地域 ② 釜石地域 ③ 宮古地域 ④ 岩泉地域

(3) 地区資材単価は、次の地域ごとに調査するものとする。

- ① 盛岡地域 ② 花巻地域 ③ 北上地域 ④ 奥州地域 ⑤ 一関地域  
⑥ 千厩地域 ⑦ 大船渡地域 ⑧ 遠野地域 ⑨ 釜石地域 ⑩ 宮古地域  
⑪ 岩泉地域 ⑫ 久慈地域 ⑬ 二戸地域 ⑭ 葛巻地域 ⑮ 西和賀地域  
⑯ 普代地域 ⑰ 洋野地域 ⑱ 安代地域

#### 第6条 調査事項及び留意事項

(1) 全資材とも特に記載のない限り「現場着価格及び重量」を調査する。

(2) 単価の調査に当たっては、取引実績のあるものを対象とし、原則として採用する単価は、取引の実例が最も多い単価（最多頻度単価）とする。

(3) 動向調査においては、単価改定の根拠となる物価資料の該当ページを報告すること。

(4) 動向調査において、依頼している品目のなかで物価資料の掲載事項に変更が生じる場合は、引き続き当該業務の動向調査または特別調査の対象とするか発注者に協議すること。

(5) 特別調査対象材料において、物価資料の掲載単価の拡充等によって、物価資料の材料単価が適用可能であると判断される場合は、当該業務の動向調査の対象とするか発注者に協議すること。

- (6) 受注者が業務実施中に調査不能と判断した調査品目については、発注者が示す条件において、類似資材など相当品の適用について検討の上、発注者に提案するものとする。その提案を踏まえ、監督職員と調査実施の可否を協議するものとする。

#### 第7条 単価改定の条件

改定時の条件は、単価適用する月の前回月と単価表記載単価を比較し、変動が見られた場合とする。単価改定の条件については変更が考えられるので、条件が変更された場合は発注者の指示に従うこと。

#### 第8条 報告書

単価表は、契約時に提供する単価表を更新することにより作成することとする。単価表を除くその他報告書の様式については任意とするが、「Microsoft Word」又は「Microsoft Excel」により作成するものとし、次の項目を記載するものとする。

- (1) 業務目的
- (2) 調査品目
- (3) 調査地域
- (4) 調査範囲
- (5) 調査事項
- (6) 調査期間
- (7) 調査対象者
- (8) 調査の方法
- (9) 調査条件の設定方法
- (10) 調査価格の決定方法
- (11) 決定価格のチェック方法

2 報告書の提出部数は「1部」とする。(電子ファイル含む)

#### 第9条 著作物の譲渡等

本業務に関しては、物価資料に掲載されている品目の転記により報告したものについては除くものとする。

#### 第10条 購入物品の取扱い

- (1) 発注者は、物価資料の材料単価を、コンピュータシステムに登録し、発注者の組織内において自由に使用又は改変することができる。
- (2) 発注者は、物価資料の材料単価及び、それを引用又は加工して作成された文書(電子データを含む)については、当該部分を公表又は情報開示しないものとする。ただし、刊行物等の発行者が承諾した場合はこの限りではない。

様式－1

年 月 日

岩手県知事 ( 氏 名 ) 様

受注者 住所  
氏名

### 業 務 担 当 者 届

業務名称 : 業務委託

上記業務の管理技術者を次の者に定めたので、経歴書を添付し届け出ます。  
記

氏 名 :



岩手県知事 ( 氏 名 ) 様

受注者 住所  
氏名

### 業務計画承諾申請書

業務名称 :

業務委託

上記業務について、別添のとおり業務計画を提出しますので承諾願います。

(注) 業務工程表および業務計画書を添付すること。

上記申請書の件、承諾する。

年 月 日

監督職員

印

岩手県知事 ( 氏 名 ) 様

受注者 住所  
氏名

### 貸 与 品 借 用 書

年 月 日委託契約に基づく下記品目を借用したので提出します。  
記

品目	規格	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件

岩手県知事 ( 氏 名 ) 様

受注者 住所  
氏名

## 業 務 完 了 報 告 書

次の業務委託が完了したので報告します。

記

1. 業務名称

2. 業務委託料

3. 履行期限 年 月 日

4. 完了年月日 年 月 日

様式－6

年 月 日

岩手県知事 ( 氏 名 ) 様

受注者 住所  
氏名

### 業 務 成 果 引 渡 書

業務名称 : 業務委託

上記業務は、 年 月 日完了検査に合格したので引渡します。

(別紙1)

調査を実施する資材区分

資材区分		単位	資材内容
A資材 (一般資材)	A-①	品目	図面の不要な資材。県内または受託者の事務所・支店等において簡単な聞き取り調査が可能で、速やかに調査結果が得られるような物価資料掲載品目に準ずる標準品(市中流通品)。同一品目1~10規格。
	A-②	品目	上記において、同一品目11規格以上30規格以下の調査を行う場合。
B資材 (地場資材)	B-①	品目	図面の不要な資材。調査対象地区の生産拠点等への実地調査を伴うなど、簡単な聞き取り調査だけでは速やかに調査結果を得られない、物価資料掲載品目に準ずる標準品(市中流通品)。同一品目1~10規格。
	B-②	品目	上記において、同一品目11規格以上30規格以下の調査を行う場合。
C資材 (図面付資材)	C-①	品目	図面付き(図面が必要な)資材。類似品の市場情報を応用するなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない、物価資料掲載品目に準ずる資材。同一品目1~10規格。
	C-②	品目	上記において、同一品目11規格以上30規格以下の調査を行う場合。
D工事費 (市場取引が単位当たりで存在する工種)	D-①	工事費	工法、使用機械等が決まっている土地改良工事積算基準(他機関積算基準書含む)に準ずる標準的な工事費調査【単位当たりの工事費】
	D-②	工事費	上記において、同一規格で複数の工事費調査。 【2工事費目から適用】
	D-③	工事費	土地改良工事積算基準(他機関積算基準書含む)に準拠していない特殊工法の工事費調査。 【単位当たりの工事費】
	D-④	工事費	上記において、同一規格で複数の工事費調査。 【2工事費目から適用】
E工事費 (単位当たりの機労材の数量)	E-①	工事費	土地改良工事積算基準(他機関積算基準書含む)に準ずる標準的な工法の工事費調査。 【単位当たりの工事費】

内訳を含む)	E-②	工事費	上記において、同一施工条件で同一の単価表構成を持つ複数の工事費調査。【2工事費目から適用】
	E-③	工事費	土地改良工事積算基準（他機関積算基準書含む）に準拠していない特殊工法等を用いる工事費調査。【単位当たりの工事費】
	E-④	工事費	上記において、同一施工条件で同一の単価表構成を持つ複数の工事費調査。 【2工事費目から適用】